

# 知的財産権(知的所有権)講座

## 「著作権法」を考える

アビリティガーデン 第6能力開発室 桜井 博行  
(生涯職業能力開発促進センター)

1月に発行の本誌に、「著作権法」を考える、のVol.1を執筆以来、今回で3稿目となった。

Vol.1では主として知的財産権の概要と、この中での著作権の特質・属性について、Vol.2では著作物の国際的保護のための条約である、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約につきその概要とわが国著作権法との関係について述べた。

Vol.3である今回は、大きくは2つに大別される著作者の権利のうちの1つである「著作者人格権」について述べる。

### 1. 著作者人格権

著作権には広義の著作権と狭義の著作権があり、前者の著作権は著作者人格権と著作財産権とからなることはすでに述べたとおりである。わが国著作権法が両者を分けて規定しているのはそれなりにわけがある。両権利の性質上の相違が、後に述べるように、一身専属性、譲渡性、保護期間などの法的取り扱いに差異を生じさせるためである。

そばに六法(法令集)のある方はぜひ開いてみていただきたい。第2章著作者の権利・第3節権利の内容・第3款著作者人格権が該当箇所である。

具体的には公表権の18条、氏名表示権の19条、同一性保持権の20条の3カ条からなる。さらに修正増減権の82条、絶版請求権の84条、名誉・声望保持権の113条3項等がこれに含まれる場合もある。だが、本稿では誌面の制約もあり18条、19条、20条の

著作者人格権について説明することとする。

あらたまって著作者人格権を定義すると、著作者が著作物に対して有する人格的利益を保護するための権利であり、原始的に著作者に帰属し、かつ著作財産権と異なり一身専属性と不可譲渡性を(著59条)をその属性とする広義の著作権の1つ、とでもいえようか。

一身専属性と不可譲渡性によって著作者の死亡によって消滅するとの取り扱いが原則とされようが、死後の著作物の同一性保持権を実行あるものにするために、死後においても一定の限度で人格的利益を保護する制度を設けている(116条、120条)。

#### 1.1 公表権

著作者が著作物を創作しただけでは通常第三者はこれを覚知し得ない。誰かが絵を描いたとしてこれを披露する、しないは本来その人(著作者)の自由なはずである。これはあえて法律にその旨の規定があるうとなかろうとそのようにされるはずのものである。

公表権とは著作物を公表するかどうかをベースに、公表するとしたらその時期および方法を決定しうる権利である。法律に規定があろうがなかろうが本来的に認められるものであるから、いわば自然権であり、その意味で公表権についての18条は確認規定といってもいいであろう。ここで公表権の内容は、未公表著作物を公衆に提供し、または提示することである(著18条1項)。提供と提示の使い分けは、前者が印刷物やレコード(CD)の発売・頒布のよ

うに有形複製物によって、後者が演奏・放送・上映等の無形複製によって公表されることを想定していることに基づくものである。

係る公表権（18条1項）は、未公表の著作物（不同意公表著作物を含む）についてのみ適用されるのであり、いったん公表された著作物には適用されない。

ところでいわゆる著作権（著作財産権）は財産権であり譲渡性（著61条）があるため、創作によって原始的に著作者に帰属（著17条1項）するも、その後の譲渡で移転する。また、当該著作物の所有権の移転も想定される。そこで著作権法は、著作者人格権と著作権・所有権との整合性をとるために未公表の著作物が譲渡された場合は、当該著作物については公表について同意したと推定する旨の規定をおく（著18条2項1～3号）。

1号は、未公表の著作物に係る著作権が譲渡された場合についての規定であり、これによって当該著作物の使用・収益も譲受人に帰すると考えるのが社会一般の考え方であろうから、これに沿う内容を規定したものである。ただ、18条2項本文が「～当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する」というように、推定（推定についてはVol.2参照）であるので当事者間に別の定めがあればそれに従うことはもちろんである。

本号の解釈に当たっては、著作権（著作財産権）は支分権（支分権についてはVol.1）の束であること、支分権それぞれが独立した財産権であること、の再認識が必要である。ある楽曲の作曲者Xが当該楽曲の演奏権（著22条）を他人Yに譲渡した場合、演奏によって公開することは特段の事情のない限り前述の推定によって認められるが、楽譜出版によって公表することに関して同意推定ははたらない。したがってこの場合、Yの行為（楽譜の出版）はXの著作者人格権たる公表権（著18条1項）を侵害したことになる。同時に著作財産権たる複製権（著21条）の侵害にも該当するが、これについては機会を改め説明する。

ところで、本号が対象としているのは著作権譲渡の場合であり、利用許諾に基づく公表については言

及されておらず、この場合の公表をいかに扱うかが問題となる。これにつき加戸守行著「著作権法逐条講義（131頁）」は、「著作者である著作権者による利用許諾があれば、その利用方法にもよりますが、通常、その許諾に係る利用方法によって公表されることの同意があったものとみなされるべき場合が多いでしょう。」としている。あまり現実的な例ではないが、出版直前の書籍を、公開講座の教材として使用後の回収を条件に使用を許諾した場合を考えると、公表の同意があったとして扱わないと許諾が意味のないものになってしまい不合理である。それ故、利用許諾の場合も公表の同意を推定してよからう、というより上記例の場合は、同意を擬制する「みなす」と解して構わないとさえ考えられる。

2号は、未公表の美術または写真の原作品を譲渡した場合の規定であり、所有権の移転に伴う当該原作品による展示の方法での公表（条文上は公衆に提示）についての同意が推定されている。これによって絵画を譲り受けた者は、当該絵画を展示し公衆に公開することができる（反証のない限り）。著作者が公開を望まないなら譲渡に際し譲受人との間で、当該作品は譲渡するが公表権は留保する旨の特約をすればよいことになる。係る特約は、契約一般がそうであるように必ずしも書面による必要はない。しかし、後に問題になったときの証拠力（証拠価値）ということ考えるとやはり書面に残すべきである。

3号は、未公表の映画の著作物の著作権が29条によって映画製作者に帰属する場合の規定であり、「当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示する」場合についても公表についての同意が推定される。法は、映画の著作物の権利関係の複雑さ、特殊性を考慮し、「映画の著作物（第15条第1項、次項又は第3項の規定の適用を受ける者を除く。）の著作権は、その著作者（例えば監督）が映画製作者（例えば東宝）に対し当該映画の著作物の制作（ここでは映画の制作）に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」との規定（著29条1項）をおく。これは、映画製作者（前述東宝等）は、映画製作に当たり巨額の制作

費を企業活動として投入し、かつ映画には著作者に該当する者が多数存する等の事情を考慮すると映画製作者への著作権帰属が最も適当と考えた結果である<sup>2)</sup>。

これ（著29条1項）だけだと著作者人格権は、なお著作者に存することになり、映画製作者としては著作権はあれども公表できず不都合である。そこで、18条2項3号に著作者人格権と著作権の整合性をとるため公表同意の推定を規定した。

### 1.2 氏名表示権

18条の公表権が未公表の著作物を公表するか、しないかをベースに構成される権利であるのに対し、氏名表示権は公表することを前提に、公表に際しいかなる表示で公表するかについて著作者が有する権利（19条1項）である。19条1項はこれを「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。第2文略」という。これより氏名表示の形態は、著作者の実名、変名（典型例がペンネーム、芸名）、無名、の3つある。

公表権は一度公表されてしまえば消滅する権利であるのに対し、氏名表示権は著作物利用の都度主張できる権利である。ただ、すでに著作者によって表示されている著作者名をそのとおりに表示するについては、著作者の別段の意思表示のない限り、新たな許諾は必要ない（著19条2項）。そのとおりに表示する限りは著作者の人格を傷つけることにはならないからである<sup>3)</sup>。

なお、著作者が、著作物利用者をして当該著作物表示を変更させたい場合はその旨の意思表示（著作者の別段の意思表示）が必要であるのはいうまでもない。

ところで、19条3項は、氏名表示をして公表されている著作物であっても、一定の場合は著作者名を省略できる旨を規定する。ここで一定の場合とは、「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがな

いと認められるとき」をいい、具体的にはバック・グラウンド・ミュージックとして楽曲をメドレーで演奏する場合とか、著作物利用の性質からして著作者名表示の必要がないか著作者名表示がきわめて不適切であるあるようなケースがこれに該当する、とされる<sup>4)</sup>。

ホテルなどでバック・グラウンド・ミュージックとして楽曲をメドレーで演奏する場合、作曲者等の表示はされていない。これが適法か否かについて簡単に論証する。ホテル等でバック・グラウンド・ミュージックの演奏はこれを聴いてもらうことが主目的ではなく、あくまでも雰囲気醸成のためのものである。したがって著作者をして創作者であることを主張する利益を害するおそれは、楽曲を聴いてもらうことに傾斜する場合（コンサート等）に比しきわめて小さく、アナウンス等によって知らせること（これも表示の一形態）も物理的に不可能ではないが前述雰囲気醸成という目的および態様に照らしその合理性が薄い。また、このような利用の場合に著作者名を表示しないことは公正な慣行に反するものではない。ゆえに係る場合に著作者名の表示を省略することは19条3項所定の要件を具備し、著作者人格権の氏名表示権を侵害することとはならず適法である。

### 1.3 同一性保持権

同一性保持権とは、著作者がその著作物について不本意な改変をさせない権利であり、この旨を20条1項に「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」と規定する。「著作物及びその題号の」とあるから、例えば「AとCをみつめて」という小説が書かれたとすれば、その著作者は本文はもちろん、「AとCをみつめて」という題号の改変について同一性保持権を有することになる。題号が同一性保持権の客体というなら、題号も著作物なのかが問題となるが、通常、題号は著作物ではない。にもかかわらず同一性保持権の客体とされるのは、本文と一体で著作者人格権を形成していると考えられるからである。

ここで、法上の題号に該当しないがわれわれの認

識上、題号と思っているものの取り扱いが問題となる。この例としてベートーベンの交響曲第5番「運命」があげられる。「運命」とはベートーベンによってつけられた題号ではなく、後世の人がベートーベンの交響曲第5番を運命と称するようになっただけのものであり、ベートーベンが自身の交響曲第5番の題号として創作したものではない。したがってベートーベンの交響曲第5番につき「運命」という呼称を変えたり、削ったりすることは同一性保持権の問題とはならない。つまり、20条1項でいう題号とは著作家が付した当該著作物の題号をいうのであって、後に別人によって付加された呼称は題号ではない<sup>5)</sup>。

20条1項は同一性保持権の原則について規定する。係る原則のみでは、「～文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的」とする、著作権法の目的上妥当でない場合がある。そこで2項に一定の場合は1項の適用がない旨を規定し、法運用の具体的妥当性を担保せんとした。ただ、2項各号は、1項に規定する同一性保持権が及ばないものとして、真にやむを得ないと認められる改変を必要最小限度において許容しようとするものである<sup>6)</sup>。

2項各号に規定されている1項の同一性保持権の適用除外についてその概略を述べる。

1号は、学校教育の目的上やむを得ないと認められるものについての規定である。かなり難しい漢字が使用されている文芸作品を小学校低学年の教科書に掲載する必要がある場合がこれに該当しよう。その教科書を使用する児童が読めるように漢字をかなに直す、あるいはルビを付すことには同一性保持権の適用がない。

2号は、建築物の増築、改築、修繕または模様替えによる改変についての規定である。著作物と評価され得る建築物であっても、建築物である以上、居住等の経済的・実用的用途を有するのが一般的であ

る。にもかかわらず、著作物であるがために同一性保持権によって全く改変できないとすると、建築物につき経済的・実用的面での不都合が想定される。そこで規定されたのが本号であるが、あくまでも経済的・実用的面での改変のみを対象としているのであり、著作物としての当該建築物の改変は本号の対象にならない点に注意が必要である。換言すれば、車椅子を使う必要が生じたので階段をスロープにすることは認められるが、階段のステップが気に入らないのでスロープにすることは認められないということである。

3号は、特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、またはプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変、についての規定である。

本号に関し注意すべきは、アプリケ - ションソフトに付されている約款のほとんどが改変を認めないとしている点である。したがって、係る特約がある場合はこれが法律に優先（強行規定ではないから）する。なお、シュリンクアップ契約が直ちに有効かどうかについては議論のあるところである。

4号は、1～3号に掲げるもののほか、著作物の性質ならびにその利用の目的および態様に照らしやむを得ないと認められる改変、についての規定である。絵画を出版するに際し、印刷技術が追従できず原画の色が再現できない場合は、本号に該当する。また、音楽の著作物において、歌唱・演奏技術の未熟さ故の不同一も本号の適用ありとする<sup>7)</sup>。

著作者人格権のなかで最もトラブルの多いのが同一性保持権である。これについて理解を深めるため、判例を紹介したいが誌面の都合上、同一性保持権等、著作者人格権への対応とともに次回にまわす。

## 2. 質問と回答のコーナー

前号で編集部より3つの質問事項をいただいたが、誌面の制約上今回はQ3のみの回答とする（残りは次号以降回答）。

## Question

「著作権上の契約で争われた判例はあるのか？」

## Answer

「著作権上の契約で争われた判例はあるのか？」について契約の内容をどうとらえるかによってその範囲が異なってくるだろうが、著作権上の契約で争われた判例はあります。多いのは著作権の譲渡と利用許諾についてであろうと思うので、これについて代表的とされる事件の概要と結末を紹介しておきます。

日本画家Xは出版社Yの依頼（依頼は昭和24年ころ）で原色動物大図鑑用の挿絵の原画1000点以上を約6年かけて完成した。当初この合意は口頭のみであったが、Xの申し出により原画の所有権はXに、出版権はYに、通常原画はYが保管し、Yが原画を他の出版物に使用する場合は事前にXの了解を得、掲載料を支払い、原画作成のために費やされた時間を金銭に換算した料金や作成のための資料収集に要する交通費・宿泊費等をXに支払う、とする旨の覚え書きを交わした（作成日：昭和32年8月16日）。Yは昭和32年12月にXの原画を複製して「原色動物大図鑑（全4巻）」の初版を発行後、全巻にわたり版を重ねた。これに対しXは、Yとの出版権設定契約は満3年の経過によって消滅しており、消滅後のYの当該行為はXの著作権を侵害するものであるとして、本件各図書の出版行為の差し止め、原画の引き渡し、損害賠償を求めて訴え提起に及んだものである。Yは、原画の所有権はXに帰属する旨記載されているが著作権の帰属については記載がないのは、当事者間の意思として著作権は譲渡されているとの前提に立つからにほかならず、画料も物価水準からして著作権の買い取りと解するに相当なものであり、著作権は当方にありXの主張は理由がないとして争った。要するに著作者と出版社の間の契約（本件では覚え書きとっている）が著作権譲渡（著61条）なのか出版権の設定（著79条）なのか争われた事案である。これに対する裁判所の判断は、第一審の東京地裁が請求を認容（東京地判昭62・1・30判決）するも、第二審の東京高裁はこれを認

めなかった（東京高裁平1・6・20判決）。この結論の違いは、支払われた金員をいわゆる印税（著作権使用料）と解するのか、著作権譲渡の対価と解するのかによって生じたものである。どちらの結論が妥当かどうかは別にして、契約の不備がもたらした紛争であることは間違いない。思うに、所有権と著作権の違いを理解していなかったのではないだろうか。「Q2に土地などの有体物の財産との違い」とあるが、まさにこの違いである。有体物では所有権が最も強い権利であり、この権利者がその物を完全に支配できるが、無体物（本稿では著作物：思想又は感情を創作的に表現したもの（著2条1項1号））では権利の内容が有体物を支配する権利ではなく、表現を支配できる権利である。したがって本件では挿絵の所有権をXが所有しているとしても著作権が譲渡されていればこれ（表現）に対するXの支配は及ばないことになる。つまり、所有権と著作権とは別個の権利であるということである。

なお、本件でXが主張している出版権の設定契約の消滅は旧著作権法28条の4によるものであり、「出版権八設定行為二別段ノ定ナキトキ八其ノ設定アリタルトキヨリ三年間存続ス」となっている。

ところで、著作権と所有権を混同していると思える主張が問題となった事件として最高裁判昭59・1・20、民集38巻1頁がある。所有権と著作権との関係を判断した最初の最高裁判決であり、評釈も好評であるので一読をお勧めする。

今回は権利の保護期間と著作物の利用にかかわること、を中心に述べる予定である。

## 参考文献

- 1) 尾中・久々湊・千野・清水：「著作権法」p.53～54，学陽書房。
- 2) 加戸守行著：「著作権逐条講義（改訂新版）」p.173，著作権情報センター。
- 3) 前掲，p.134。
- 4) 前掲，p.137。
- 5) 前掲，p.137。
- 6) 前掲，p.143。
- 7) 前掲，p.143。